平成２３年（フ）第４８６号
新潟市西区小新1739番地１、前住所新潟市西区善久925番地21
債務者　松田　幸隆
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８７号
新潟市西区小新1739番地１、前住所新潟市西区善久925番地21
債務者　山田眞由美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８９号
新潟市西蒲区和納1955番地11
債務者　元村一雄こと　元　　和珠
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９４号
新潟市江南区鍋潟新田515番地１、前住所新潟市東区浜谷町１丁目10番11号
債務者　宮田　良章
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９９号
新潟市東区紫竹５丁目25番２号　エテルナ102号
債務者　寺元　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５００号
新潟市中央区本町通二番町189―６　コーポラスゆたか21号室、住民票上の住所新潟県新発田市豊町３丁目４番８号
債務者　大江　洋輔
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０７号
新潟県五泉市横町２丁目５番18号
債務者　貝瀬由香里
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１２号
新潟市江南区元町５―３―20、住民票上の住所新潟市江南区所島２丁目２番58号
債務者　田辺　敏明
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１９号
新潟市秋葉区新津本町２丁目７番３号　新津ロイヤルコープ403号
債務者　堀内久美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２１号
新潟市中央区山二ツ３丁目14番16号　コーポ山二ツ302号
債務者　藤倉　　香
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７１号
大阪府貝塚市橋本570番地34号、住民票上の住所大阪府貝塚市久保80番地11棟505号
債務者　岩永　克子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
大阪府泉南市信達牧野325番地　シャイニーカジモト504、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地42棟406号
債務者　浅羽　　香
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４８号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地９棟504号
債務者　立石　千里
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
大阪府岸和田市小松里町2188番地パルファン小松里301号
債務者　辻田　圭司
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
大阪府阪南市尾崎町175番地201号、前住所大阪府泉南市男里６丁目７番32号
債務者　富永　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
大阪府阪南市尾崎町175番地201号、前住所大阪府泉南市男里６丁目７番32号
債務者　富永　和代
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番１―403号
債務者　矢野　幹生
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係